



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 坂本 貴  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
IR担当執行役員 関本 秀貴  
電話番号 03-5786-3900

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月14日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の目的

当社は、本日付で別途開示しました「株式の併合に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、平成23年6月14日開催予定の第36期定時株主総会に、株式の併合について付議することを決議いたしました。これに伴い、当該株主総会において株式の併合が承認可決されることを条件として、以下の目的で定款一部変更を行います。

また定款一部変更の効力は、株式併合の効力が発生することを条件とし、平成23年7月1日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

##### (1) 発行可能株式数の減少

現行定款第6条に規定する発行可能株式の総数を、株式の併合の比率と同じ比率にて、減少させるものであります。

会社法では、株式併合により、当然に発行可能株式の総数の減少はなされないものとされ、株主総会の決議により発行可能株式の総数を減少する定款変更を別途行う場合にのみ発行可能株式の総数が減少することになっております。そのため、当該定款一部変更を行うこととします。

##### (2) 単元未満株式の買増制度の新設

単元未満株式をご所有されている株主の皆様の利便性をさらに向上させるため、現行定款第9条に規定する単元未満株主の権利を変更し、また第10条に単元未満株式の買増しを新設するものであります。

#### 2. 定款一部変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月14日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成23年7月1日（予定）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>500,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について次に挙げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について次に挙げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 次条に定める単元未満株式の買増請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(定款一部変更の効力発生日)</p> <p><u>当社第36期定時株主総会の定款一部変更の件は、株式の併合にかかる議案が承認され、かつ株式の併合の効力が発生することを条件とし、これに伴って平成23年7月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日をもって削除する。</u></p>